

一般会計予算審査特別委員会会議録

日 時 平成31年3月13日（水）

午前9時開会

場 所 役場4階大会議室

1. 出席者 委員長 齋藤永 副委員長 飯田一
委 員 平野由里子 田代実 井上栄一 南雲まさ子 利根川茂 小澤啓司 石内浩
鈴木眞徳 大舘秀孝
オブザーバー 中野博議長
2. 説明者 執行側 町長・副町長・教育長・会計管理者・総務課長・政策推進課長・税務課長・
参事兼町民課長・子育て健康課長・福祉課長・参事兼観光経済課長・環境上
下水道課長・まちづくり課長・教育課長・議会事務局長・各課長補佐・係長

3. 議 題 議案第12号 平成31年度松田町一般会計予算について

4. 審議の内容

委 員 長 おはようございます。定刻より少し、35秒ほど早いですがけれども、皆様おそろいですので、ただいまより平成31年度松田町一般会計予算審査特別委員会を開催いたします。 (9時00分)

一般会計審査特別委員会の委員長を務めます齋藤です。副委員長は飯田議員が務めます。よろしく願いいたします。

予算審査特別委員会は、議員から11名選出されております。本日の予算審査特別委員会は、11名中全員出席し、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。なお、議長はオブザーバーで出席いただいております。このメンバーで本日より進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

お知らせいたします。この特別委員会に傍聴を希望された方がおりますので、委員会条例第16条の規定に基づき許可したので御承知おき願います。なお、議会事務局より写真撮影の申し出と、議事録作成のため録音の申し出がありましたので、許可をいたしました。御了承願います。

町長並びに議長がお見えですので、御挨拶をいただきたいと思いますので、
よろしく願いいたします。本山町長、お願いいたします。

町長 改めましておはようございます。本日は大変御多用のところですね、平成31
年度の一般会計、一般会計の予算審査特別委員会をですね、議員さん皆さんお
そろいのもとに開催されますことを、厚く御礼申し上げます。また、齋藤委員
を始めとする各委員さんにおきましてですね、御審議よろしくお願い致します。

3月10日は御存じのように、先日72年の歴史をもって寄中学校がですね、卒
業式並びに閉校式を行い、5人の卒業生がですね、立派に卒業と、並びに閉校
式までつくり上げていただいたということもありますし、72年の歴史をですね、
重く受けとめ、これから我々行政もですね、さまざまなことでやはり地域の底
上げをですね、地域の方と一緒にやっていかなきゃいけないかなという、
やっていかなきゃいけないという思いを改めて感じるころでもあります。

また、3月11日におきましては、松田中学校も一応最後の卒業式ということ
になりました。閉校式は25日に行う予定ですので、またそのときには議員さん
お忙しいと思いますが、また足を運んでいただければというふうに思います。

また、きょう副町長、無事にこういった形でおりますけれども、3月11日は
陸前高田のほうに行っていたいて、町の代表としてですね、戸羽市長さんと
お会いさせていただき、震災を我々としても忘れない、風化させないという思
いを伝えていただいたところでございますので、そのように御承知おきいた
きたいというふうに思います。

オリンピックも残り500日を切ったということもあります。明るい話題もあ
りますので、そういうことを考えながらですね、松田町の将来に向かって我々
も進んでまいる、平成31年度の予算、また第6次総合計画の1年目という形に
なりますので、審査のほう何とぞよろしくお願い申し上げ、御挨拶とさせてい
ただきます。どうぞよろしくお願い致します。

委員 長 ありがとうございます。中野議長、引き続きお願いいたします。

議長 皆さん、改めましておはようございます。議員各位におかれましては、定刻
までに御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。また、職員
の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、まことに御苦労さまでございま

す。きょうは平成31年度の松田町の予算の審査ということでございます。何とぞ皆様方におかれましては、丁重なる御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

委員長 ありがとうございます。町長におかれましては、副町長以下の職員に任せるとのことで退席いたしますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

町長は何かありましたらお呼びいたしますので、自席で待機でお願いいたします。

(町長退席)

お諮りします。審査方法はどのように行ったらよろしいでしょうか。御意見のある委員は挙手をお願いいたします。

利根川委員 審査方法につきまして、歳入は一括でお願いします。歳出につきましては款別をお願いします。項まで入れると短くなりますので、款で全部、全て処理をしていきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

委員長 今、利根川委員から、歳入は一括、あとは款別ということで御意見出ております。ほかに御意見がある方。

(「結構です」の声あり)

それでは今の御意見をもとに進めてまいりたいと思いますので、異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。それでは歳入は一括、P14ページから33ページまで。続きまして議会費、総務費、34ページから75ページ。ここで一旦職員を入れかえて消防費まで、P134、141ページまでを一括ということで。34から75の議会費、総務費を行って、消防費まで行くんですけど、その間一回休憩をとります。一旦切ります。134と141です。これ一括で、議会費と総務費と消防費を行きます。職員の入れかえの関係がございまして。続きまして民生費、衛生費、74から105。続きまして農林水産業費、商工費、土木費、104ページから135ページまでを一括。続きまして教育費、公債費、予備費、140ページから181ページまでを一括。それで最後に一般会計の総括事項として、項目を持たせていただ

きます。このような順で審査したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

それでは説明員にお願いがございます。説明員の皆様、答弁につきましては係長を中心をお願いいたします。補足説明や、係長等の答弁が誤解を招く場合などは、課長補佐または課長が答弁してください。また、回答が難しい質問については、課長に答弁をお願いします。質問に対してはハンドマイクを使用し、所属名と名前を言ってから質問に明確に答えていただくようお願いいたします。款ごとに休憩をとりますので、担当した部分が終わりましたら、職員は退席していただいて結構です。なお、課長は最後まで残ってください。

各委員をお願いします。議事録作成のため、発言の際には議席番号と名前を言っていただき、質問箇所のページと質問要旨ということでお願いいたします。効率よく進行するため、一問一答方式の質問は御遠慮いただき、質問につきましてはまとめて行ってください。具体的には、ページと質問内容を次々に質問してください。職員は質問内容の順番に沿って、次々と答えてください。

それでは審査に入ります。歳入は一括としますので、14ページから33ページまでの町債までの審査を行います。御質問のある委員は挙手をお願いします。

井 上 委 員 ちょっとページがどこかわからないんですけども、多分31ページの雑入か
と思います。この第21回の桜まつりですね、どこが徴収したのかわかりませ
んけれども、多分松田町の観光協会が桜まつりの協力金ということで徴収をし
ていると思います。それに係る部分の予算が31年度予算には計上されているの
かどうなのか。雑入あたりで計上されているのではないかなと思ひまして、質
問をしました。その桜まつりですね、協力金、これは町へ入金すべきもの、
松田町の公園に入場し、桜の育成等のために取るという名目での協力金だとい
うふうに理解をしていますので、それがどうなるのか。ただ、今の一旦一社化
となっている観光協会に入金されてるものが、単に町へですね、そのままスト
レートに入ってくるということはあるのか。この桜まつり協力金の31年度
以降での料金徴収に係る条例化、それに伴う公園の駐車料は条例化されていま
すけれども、その駐車料と、もし条例化するのであれば入園料、それをどうい

うふうに整理をしていくのか、それについて御回答をお願いをしたいと思います。

参事兼観光経済課長

おはようございます。ただいまのですね、御質問、全体的に観光協会にわたる部分でございますので、私のほうから回答させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回のですね、松田桜まつりにおいて集めさせていただきました協力金については、全てですね、松田町の観光協会のほうにですね、お金そのものは納めさせていただいておりますので、特にですね、そこにかかわる経費についても、観光協会のほうで支出をしていただくという形になりますので、今回の平成31年度の予算の中にはですね、特に雑入というところにですね、協力金という形のまだ予算ベースの入金の予算は組んでおりません。ここからですね、観光協会のほうにおきましてもですね、今後、今、井上議員からお話がありましたように、桜育成期の対応をどうしていくか等につきましてはですね、今後理事会等の中でですね、しっかり話し合ってくださいですね、観光協会としてのですね、意向をまとめていただいた後にですね、町等との調整等をしていただくというような形になりますので、今回、今現在のですね、この予算をつくっているときには、まだ桜まつりのですね、開催期間中であつたこともありますので、特にどれだけお金が入るか等もまるで不明な点もございましたので、今回のこの予算の中には特に対応はしておりませんので、よろしくお願いいたします。

またですね、31年度以降、入園料としての条例化をしていくかというところにつきましてもですね、今回ですね、観光協会さんのほうでですね、協力金ということで集めていただいたこともございますので、またその部分を、入園料となると今度は町のほうの収入ということになりますので、その辺も踏まえてですね、やはりその点については観光協会さんとよく話し合いをしながらですね、進めていかなければいけない点になりますので、よくですね、その点については観光協会さんと調整をしながらですね、協力金で行くのか、または入園料についてのですね、検討も踏まえた中でですね、調整をさせていただきながら進めさせていただきたいと考えております。以上でございます。

井 上 委 員　この第21回桜まつりで収入の部分で協力金というのが幾らぐらいあったのか、それにかかる経費は幾らぐらいあったのか。大体とんとんであればですね、それをどうこうするとか、町へ収入をしろという話はね、ないと思いますけれども、とりあえずまずその予算、協力金ですね、収入の規模、かかる経費の、かかった経費の規模を教えてくださいたいと思います。

参事兼観光経済課長　大変申しわけございません。まだですね、集計、また管理費等をですね、出されているということですね、正式な金額等はですね、ちょっとまだ私のほうでは聞いておりませんので、これすいません、あくまでも私が聞いている範囲ということで御理解いただきたいと思いますので、正式な数字ではございませんので。約7万人の方から徴収ができたということで、単純に1,400万円ということなんですが、申しわけございません。支出についてはですね、まだこれから今、観光協会さんのほうで日当等の支払いを進められてるということで、大変申しわけございません、ちょっと数字のほうが把握しきれてございませんので、よろしくお願いします。

井 上 委 員　収入金額で1,400万、まあ経費がどのぐらいかかったか、まあ半分もかからないと思います。ただ、それだけですね、大規模な金額で、先ほど観光協会の理事会の中でですね、それについて検討をするというふうなお話がありましたけれども、観光協会がその協力金を徴取する権限というのではないと思います。本来は町がね、町の町有財産である公園の中に入ってくる人に対する協力金であるのは、町の収入となるべきです。あくまでも一時的にですね、観光協会が収入をしたのであっても、それがまとめ次第ですね、町のほうへ、平成30年度ないしは31年度でも、それはどちらでも構わないんですけども、町に入っただけですね、それからその使い道についてどうするかということを決める必要があると思います。先ほどその観光協会の理事会の中でどうすると。じゃ全部観光協会ですね、使っちゃいましょうということになったら、その協力金ですね、何もですね、西平畑公園の将来的な協力金となり得ないのではないかなというふうに私は考えます。この辺について再度お伺いをいたします。

参事兼観光経済課長　ただいまの御質問なんですが、やはり基本的にはですね、協力金ということですね、観光協会の、私は収入になると判断しております。ただ、そのこの

使い道についてですね、やはりですね、もう桜まつりの運営費、並びに桜のですね、今後の育成、並びに延命を図っていくというような目的でですね、使っていただくということですね、皆さんのほうから協力金のほうをいただいておりますので、その中の範疇の中でですね、使っていただくということで、先ほどおっしゃっていただいたように、やはり観光協会の今後の方向性については、一般社団法人化されたということで、方向性についてはやはり理事会の中でのですね、話し合いをもってですね、結論を出していくというのが基本になってございますので、それに基づきましてですね、今後の対応の内容について決めていただくというふうに、今のところは判断をしているところです。確かに今おっしゃっていただいたように、入園料となれば町ということになりますが、あくまでもですね、今回は観光協会ということで、領収書等につきましても観光協会のお名前ですね、徴収をしていただいておりますので、お金そのものは観光協会の中に入るというふうに判断しております。以上です。

井 上 委 員 員 それは違うんじゃないですかね。桜まつりは、町が観光協会に委託をしてですね、実行しているわけですよ。その点について、じゃ再度確認をします。

参事兼観光経済課長 確かに委託という形になってございますが、ポスター等を見ていただくと、主催、観光協会実行委員、桜まつり実行委員会、それと松田町というような形ですね、記載をさせていただいているところでございます。チラシ等についても同じような記載をさせていただいております。

井 上 委 員 員 まあ長くなりますのでこの辺にしたいと思っておりますけれども、それはでもね、町があくまでも町の予算の中で、町民の税金を使って委託をしていること自体であれば、ポスターに書いてあるのがね、それがどういうふうに書いてあるか、それはポスターのね、自由だと思いますけれども、やはり議会とか町民の立場から見て、その町の公園であるところでやっている事業は町の事業でありね、そこに入ってくる人から取るお金はあくまでも町のものであるというふうに思います。まあその辺は幾ら、今の段階でまだ経費とかですね、収入が確定をしていないということでもありますので、そういったものについての精査ができ次第ですね、それらを議会に対して報告をしていただき、その場ですね、再度

そういった内容、委託契約の内容を踏まえた中で、その歳入、収入金額についてはどうなのかということ再度問いたいと思いますので、以上で終わりにします。

委員長 ほか。

平野委員 19ページの下のほうですね、子どもの館使用料で、非常に小さい金額、3,000円なので、まあ余り突っついてもしようがないかなとは思ったんですが、ちょっとここは使用してもらおうという気が、ちょっと感じられない。非常に、3,000円のね、収入の見通しということで、数字にもそれがあらわれているんですが。まあ別にここで大もうけしろと言っているわけではないんですけども、やっぱりこう、使っていただく。そしてこの、ここはちゃんと使えるんだよというところを知らない方も多いので、アピールしていただくのが大事なのではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

観光経済課長補佐 ただいまの平野議員のほうの御質問なんですが、子どもの館の使用につきましては確かに、一応町のホームページ等では使用できるという形で掲載をさせていただいておりますが、積極的なPR、もっと一步を踏み込んだ形でのPRというのは、おっしゃるとおり、御指摘のとおり、なかなかPRができていないというところもあります。ただ、今後ですね、西平畑公園全体の運用を考えた中で、子どもの館ももっと使えるんだよということは、積極的にPRしていきたいと考えておりますので、今のホームページに加えですね、広報等、また積極的に掲載させていただきたいと思っております。以上です。

平野委員 そのようにぜひお願いします。自然館はそういうシステムになってませんけれども、ここは子どもの館、自然館ともに、とても何というか、一つの活動の拠点というふうにして頑張ってもらえるところなんですけれども、やはり一般にももっと使っていただきたいということ。それからあと、今は観光経済課のほうに所管されていると思うんですが、やはりもっと教育ジャンルのところ、あるいは子育てジャンルのところと連携を密にさせていただいて、有料使用でなくいろいろなそのイベント使用という意味でも、もっと使っていただきたいところなんです。足元にあるその地域資源というところを、すごく認識している拠点になっていますので、それをもっとアピールしていただきたい。それで、そ

ういったその自然の魅力、あるいは伝統の遊びの魅力というのは、子育て世代だけではなくて、インバウンドの観光客にもアピールの仕方によっては非常に魅力になるところだと思うんですね。私も、外人の友達ではないんですが、都会からの友達を連れてきたことがあって、桜まつりに連れてきたんですが、そのとき雛飾りがあって、子どもの館のほうで遊べなかったけれども、自然館でもう本当に二、三時間費やして遊んだという、大の大人がどんぐりこまなんかでぎゃあぎゃあ喜んで遊んだという、そういう経験がありますので、本当に私たちにとっては何でもないところが、都会の方やインバウンドの方に非常に魅力がある可能性がありますので、ぜひアピールしていただきたいところです。よろしくをお願いします。

委員長 要望でよろしいですね。ほかに。

南雲委員 まず21ページの教育使用料の、教育施設使用料なんですけれども、これ10月以降が保育料が、3歳児から5歳児が無料になるということになりましたけれども、12カ月で計算されてるんですね。そのお考えと、あと23ページなんですけれども、衛生費、国庫補助金の中で、感染症予防事業費等国庫補助金なんですけれども、これ緊急風疹対策事業費になるんですけれども、これ39歳から56歳までの男性が、抗体検査とか風疹の接種が無料になるということで、どのように、これ3年間続くわけなんですけれども、どのように周知されるのか、方法についてと、あと31ページなんですけれども、事業収入の町民文化センター事業収入なんですけれども、これ2回の自主事業になっていますけれども、カルカスさんが1回で、あと1回がちょっとわからないのと、何で2回にしたのかと、実質の収支ではどのくらいになるかということをお伺いいたします。

委員長 3間でいいですね。はい、どうぞ。

学校教育係長 南雲委員さんからの質問なんですけれども、21ページの教育施設使用料の件なんですけど、こちらにつきましては文部科学省のほうからですね、閣議決定とかで10月からという話は聞いてるんですけれども、正式な文書という形でまだ来てないこともあります。そういうことで、今の時点でははっきりしなかったということもありますので、一旦12カ月分で見させていただいております。正式な形で来た暁にはですね、補正等を行いまして減額という形でやりたいと考

えておりますので、御承知いただければと思います。

健康づくり係長 南雲議員の、感染症予防事業等の国庫補助金の関係なんですけれども、国のほうで言われている昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性の方の抗体価が低いということで、今、風疹が全国的にはやっているという関係から、この31年4月以降3年かけて、その方々の抗体価を90%以上に上げていくという事業になっております。31年度の対象者につきましては、昭和47年4月2日から昭和53年4月1日生まれの方を特に対象とするという形で国のほうは動いておりまして、松田町の方はその人数が525人となっております。その方に対してまずクーポン券を発送しまして、そのクーポン券をもとに抗体検査をしていただきまして、抗体検査の中で抗体価が低い方に対して予防接種を受けていただくというような流れになっておりますけれども、4月以降対象の方には対象の通知を発送する予定となっております。以上です。

生涯学習係長 質問のありました文化センター自主事業につきましては、年2回ほど予定しております。これ以外にロス・カルカスがもう一回あるので、計3回を予定しております。収入といたしましては、チケット収入、大体750席分、チケット4,000円として2回を見て、600万円の収入を見込んでおります。支出といたしましては、出演料等加味いたしまして、一応いろんな印刷製本費、通信費、広告宣伝費等を含めまして、支出につきましては500万円を歳出のほうで計上しております。今回自主事業と一緒に事業を行いながら、今後の貸し館としての利用促進のほうに結びつけていきたいと考えております。以上です。

南雲委員 今、抗体検査…あ、ごめんなさい。風疹の対策のほうなんですけれども、抗体検査をやる…やった後の3年間ということで、最初の年に受けた方はよろしいかと思うんですけども、次年度もし受けてない方に対しての対応というのは、計画されていますか。

健康づくり係長 あくまでも対象は昭和37年4月2日から、54年4月1日生まれの方を対象としてますので、その対象の方が3年間のうちに、どこかの段階で抗体検査を受けていただくようにはPRをしていきますが、もう既に抗体価を持っていらっしゃる方もいらっしゃいますので、その方については自己管理の中でやっていただくしかないかなというふうには考えております。

委員長 よろしいですか。ほかに。

小澤委員 2点ばかりちょっとお話を聞きたいと思いますけども、まず1点目が、町税収入が減少傾向になっていって、この傾向が続いていくんだろうと思ってますけれども、たしか2026年の時点で町税収入が14億5,000万というようなお話も聞いています。これがこれから先、10年先、20年先に、人口減少に伴った中でね、この町税収入がどのような落ち込みを示していくのか。そういった予測がされているのか。そしてそれに伴って、歳入全体についてもそういう予測がされているのかどうか、その辺をひとつお聞かせください。

それから2点目として、桜まつりに関係してきますけれども、ハーブ館の赤字部分を駐車場収入から埋めていくということで、前回の全員協議会の中で、720万を駐車場料金からハーブ館の穴埋めに持ってきましたよという説明がありましたけれども、これは駐車場収入を全額ハーブ館のほうへ移すのかと思っていましたけれども、その辺の取り決めですね。その辺はどうなっているのか、そこをちょっと説明をお願いします。

税務課長 町税のですね、将来的な見込みなんですけども、まず町民税につきましては、人口減少に伴って生産年齢人口が減っていく予定、見込みでございます。その減り幅とですね、課税人数との関係、毎年マイナスの0.8%程度が減収になるかと思っております。それから法人税でございますけども、法人税につきましては、議会の条例改正の中で9.7から6%に改正した部分が影響するのが平成32年度、その影響額が約2,000万ぐらいと見込んでおります。その後はですね、ほぼ横ばい、業績によっても変わりますが、見込みでは横ばいで約6,000万ぐらいでなかろうかと思っております。それから軽自動車税につきましては、近年の状況から見ますと、大体毎年平均すると1%増加していく見込みをとっております。次にたばこ税につきましては、健康志向の関係がありますので、大体マイナスの0.2%を見込んでおります。それから固定資産税につきましては、土地、家屋、償却とございますけども、土地では約0.8%、家屋では0.1%マイナスを見込んでおりますけども、償却ではプラスの0.4%、平均しますと毎年0.5%程度マイナスではなかろうかということで見込んでおります。以上でございます。

観光経済課長補佐　ただいまの小澤議員の質問なんですが、ハーブ館の収入ですね、西平畑公園駐車場の使用料を入れるということで、以前平成29年度に指定管理者募集のときには、西平畑公園駐車場について、全体をハーブ館収入のほうに入れるということでお話しさせていただきました。今回平成30年度、町直営のほうでやらせていただいております、その中でその駐車場収入がハーブ館のほうにどれだけ入るのという、その取り決めがあるのかというお話なんですが、基本的にその取り決めというのはないですが、要はそのハーブ館収入が、収入だけで支出を補えない部分を、西平畑公園の駐車場で補うという形でやっておりますので、基本的には今、議員さんがおっしゃられた、取り決めというのじゃなくて、不足分を補てんするという形で考えております。また来年度以降、指定管理者のほうまた作業、募集作業に移る段階におきましてはですね、また駐車場等の収入につきましては、また従前どおり、募集要項の中に駐車場収入を入れていきたいというふうに考えております。以上でございます。

小澤委員　あと、歳入全体についてはどうですか。

政策推進課長　歳入の全体ということなので、私のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。町税収入につきましては、先ほどの松田町が総合計画で今、位置づけている目標人口ですね。2040年、1万人という推移のもとにですね、計算をしているところでございます。その中で、生産年齢人口につきましては5,400人ということで推移を計算をしている中でですね、これにあわせて地方交付税については、人口増に伴う交付税も減額になりますので、そういうのを加味している部分と、総合的に今後の交付税の見込みも踏まえた推計をしております。また、今後町が取り組まなくてはいけないさまざまな町税外収入を踏まえて推移をあらわしですね、全体としては大きく減少ということではなくて、町税と並行してですね、減少傾向にあるというようなことで、今考えているところでございます。以上です。

小澤委員　先ほど町税についてお話を伺いましたけれども、要するに2026年度以降については、数字的なものは把握をされていないという、そういう理解でよろしいですか。

税務課長　そうです。減少率とか増加率のほうは見込んでおりますけれども、細かいとこ

るまでは算定はしてございません。

小澤委員 それから駐車場収入の件ですけれども、今、直営でやってるということで、その穴埋めに持ってくる金額というものは、これはもう担当課の一存でそこはできているということですよ。指定管理者に決まった時点でどのぐらいのお金を持っていくかということは、そこで決めますよ、そういう理解でよろしいですか。

観光経済課長補佐 今回の議員の質問のほうにお答えします。とりあえず駐車場収入につきまして、一応、来年度一応募集要項をまたまとめてやらさせていただくんですが、今の原案として考えておるのが、指定管理料なしで、また駐車場収入をメインに充当するという形で考えております。

参事兼観光経済課長 指定管理者の募集につきましてはですね、来年度32年度からお願いをしたいと考えておりますので、31年度中にですね、募集のほう、今していきたいというふうに、今、所管の観光経済課では考えております。その中で今おっしゃっていただきました、話に出てます駐車場収入につきましてはですね、その駐車場収入を全額充てていただくという形ですね、その分、今まで出しました指定管理料600万円をなしで、その駐車場収入を指定管理委託料に充ててくださいよというような形ですね、募集要項のほうを作成させていただいて、募集のほうをさせていただきますので、新たな指定管理者ができた場合は、駐車場がもうかればもうかるほど指定管理者のほうにもですね、収入があつていろんな事業が展開できるような形ですね、結びつけていくような形の提案とですね、募集をしていきたいと、今現在では考えておりますので、よろしくお願いいたします。

小澤委員 そうしますと、指定管理者を募集要項の中に、駐車場収入は全額ハーブ館のほうで見ていくと。それにかかる経費についても、ハーブ館のほうの経費になっていくと、そういうことでいいですね。

観光経済課長補佐 おっしゃるとおりです。そういう形になります。

小澤委員 はい、わかりました。

委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

石内委員 19ページで、今、駐車場の話が出てますので、仲町屋の臨時駐車場、この資

料、補足、説明資料の中でこれの5ページですか。前年度に比べて減ってきてるんですね、277万。それと貴重なこの現金収入という部分で考えて、特に仲町屋の場合450万、今年度計上されてるんですが、これから見ると年間、月で75台という計算になるんですけど、これは満杯でどのぐらいの台数なのか。

それと今、現状ですね、板塀か何か倒れたままになってるんですね。で、やっぱり管理という形を見たときに、お客さんとしてやっぱり大丈夫かなという部分も出てくるんじゃないかと思いますので、その辺の管理というのは、たしかこれはシルバーのほうでやってるんですか。その辺含めて管理とその金額の算出、また契約台数の推移、その辺をお知らせいただきたいと思います。

管 財 係 長 仲町屋駐車場でございます。前々、前年度予算額よりもかなり低い数字で計上させていただいております。前年度まで駐車台数、ほぼマックス値ぐらいで予算計上させていただいておりました。今回予算作成に当たり、もう少し現実的な数字で計上せよというような御指示の中でですね、現状の近い数字で計上をさせていただいております。現状の利用率、およそ60%ぐらいの利用率になります。127台とめれますけれども、現状では70台程度ぐらいの利用率になっております。そういった話の中で、今回現実的な数字ということで下げさせていただいた部分でございます。

また、管理につきましても、平成27年度ですか、ちょっと大きくさせていただいて、従前より住宅だったところを取り壊させていただいて、ふやしたところでございますけれども、一時的にちょっと手を入れれる…入れてなかったところが現実でございます。今年度につきましては一度、もともとあった駐車場の草刈りと同時にですね、新しく広げさせていただいたところですね、草刈りをさせていただき、また今月ですね、改めて草刈り業務、生きがい事業団、あ、シルバー人材センターですね、のほうで行うような段取りとなっております。その辺は今後とも、利用者に迷惑がかからないように進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

石 内 委 員 先ほど申し上げましたように、貴重な現金収入というようなことで考えると、60%ってことになるよね、せっかく一等地に近いような場所で駐車場やってるわけなんですから、まああくまでも臨時だということでしょうけれども、利用者

をふやす施策というのは具体的にあるんですか。

管 財 係 長 以前にはですね、近隣の市町村ですね、広報掲載のお願いということで、一度二度はですね、掲載していただいた経過がございます。現在についてはこれ南口開発の絡みにも多少なる部分の中で、マックス皆さんが使っていたときに、そこを退去していただくとか契約解除とかというようなところにも至る可能性もありますので、大幅な周知というのはさせていただいていないというのが現実でございます。その辺はまたまちづくり課さんとか、理事者さんとか、その辺と協議しながらですね、どこまで集約含めてですね、そういったことの御相談をさせていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

石 内 委 員 まあこれからの話もあると思いますけども、確かに北口・南口の開発に伴って、あそこの場所が活用されるということはある程度予測できるんですが、それだとは言いながらやっぱり今の現状を見ると、もっと使ってもいいんじゃないかと思うし、それとあそこの、特に今、南口を利用する車の人たちにちょっと確認してみるとね、本当にあそこの駐車場使えるんですかというような、駐車場としてあいてるという感覚がない人がまだいるみたいで、その辺で確かに各、個人的な話よりもね、そういう話を将来的に使えなくなるということも含めて、各町にそういうことやって、しばらくの間使えますよという宣伝もしてもいいんじゃないかと思うので、せっかく現金収入これから必要なときに、だんだん少なくなってくるというのもちょっとおかしい話ですから、その辺をぜひ体制をとってやっていただきたい。これは回答いらないです。

委 員 長 要望でよろしいですね。はい。ほかにもございますか。

大 舘 委 員 1点お聞かせ願いたいと思います。今、小澤議員のほうからも質問ありました。町税収入が年々減少してる中でですね、やっぱりその対応として公有財産の使用料等をふやす取り組みをしていかなければいけないと思いますけれども、文化センターの使用料の中で、前年対比が8万そこそこの増。あとは公民館使用料が足りています。今、公営臨時駐車場の使用料についてもですね、減ってる中でね、やっぱり今、松田町は小学校の建てかえ事業、新松田駅周辺整備事業の多額な資金が必要な時期に来ているわけですよ。ですから、そういう、

こういうものをどんどん積み上げていって、その、何ていうのかな、財政安定化を進めなければいけないと思いますけれども、公民館使用料なんかについては半分近い減額されているわけですが、どのようなこれから取り組みをしていかれるのか。それで、どういう原因でこういう数字になってるのかお聞かせ願いたいと思います。

教 育 課 長 公民館使用料につきましては2年前にですね、減免をしております団体に対しまして、使用料を徴収しましょうということで、団体に対しまして説明をしたところでございます。その中で2分の1徴収をしましょうというようなことで、おおむねの団体は納得をしていただいておりますが、ちょっと個々の団体によりまして、子供中心の団体であったり、障害のある方が属している団体であったり、個々の状況によって、団体の状況によって違うということもありましたので、現在ですね、ちょっと休止をしておりますが、来年度につきましては使用料をですね、本格的に見直すということで考えておりますので、来年度は動き出す予定でございます。以上です。

大 館 委 員 今、自分が質問した中で、答弁についてはそれだけというような話じゃないと思うんですけども、各それぞれ公有財産の収入減についてですね、もう少し具体的に答弁をお願いします。

管 財 係 長 財産管理部門ということで、主に総務課所管している行政財産については、庁舎のほうの屋上とかですね、自販機設置等で収入をいただいているところがございます。まだすいません、担当レベルでまだ上席にはちょっと相談してない部分ですけども、例えば金額ベースのものだけではなくてですね、今、自動販売機については付加価値的なものをつけていただくような、例えば外のですね、自動販売機についてはですね、AEDを提供いただいたりというような部分もありますので、そういった付加価値含めてですね、有効的な目的外使用的な収入ですね、を進めさせていただきたいと思います。金額ベースでいくと、なかなか限られた面積を目的外使用で許可するような形にもなりますので、付加価値的なものを含めてですね、財産管理、目的外使用許可ですね、進めていく必要があるのかなと考えております。よろしく願いいたします。

大 館 委 員 金額について多寡は言いませんけれども、そういう努力も必要ですけども、

もう少し大きな目で見ても、公有財産全てのものに対してどういう対策をして、したら使用料等がもらえるのかとか、そういう努力が必要なわけで、本来であればこの予算書の中でですね、目標値的なものを設定して、何ていうのかな、対策をしていかなければいけないのかなと思うんです。その町営臨時駐車場になんかついても、もう300万弱の多額な減額予算組んでるんだよね。今、石内議員からも質問ありましたように、もういろんな、その何で減ってるのかとか、そういうものを今、先ほど答弁の中では南口の整備に絡んでその今、駐車場を借りてる人にふやしちゃうと、その対応が困るんだというような話ですけども、それは契約の時点で幾らでもできると思うんです。例えば南口整備事業が完成してですね、その今、仲町屋かな、駐車場を町が必要としたときにはその異議なく返していただきますよとかいう、契約条項の中に入ればそういう懸念もないし、今、一日一日を一銭でも多く稼ぐ、稼がなくちゃいけない時期に来てるわけですから、大きなそういう事業計画を持ってね、進もうとしてる中でね、やっぱり町税がどんどん毎年毎年減ってくる、人口も減ってくるということであって、これから世の中、決して景気がよくなると思います。皆も御存じだと思いますけども、テレビのニュースなんかでも、ヨーロッパも減額修正してるとか、下方修正してるとか、それから中国もそうですよね。そういう、日本はもちろんだんこれから景気は下り坂だと思います。消費税が10月に10%になる。その消費税の影響というのははかり知れないものがあるんですけども、その対応としてこの予算組みをされたのかどうか、その辺をちょっとお伺いします。

政策推進課長

そうですね、予算に伴いましての方向性としましては、今、大館議員が言われたとおりですね、いかに歳入の新たな財源を確保することと、今ある地域資源をいかに活用し、維持・堅持し、新たな二つの大きな事業に向かっていくということで、予算を立てたものでございます。特にですね、先ほどの土地の町有地の有効活用につきましては、町もですね、本当に有効活用できる、民間のノウハウが活用できる需要が期待できるところについては、早急に計画性を持って今、進めているところでございます。特に、ここで言うと寄1番地につきましては、公募をし、あらゆる形で民間の可能性を今、求めているところでご

ございますし、町としてもその場所をですね、地域と一緒にですね、やっていくための募集については看板をあそこに設置したりして、こういう事業をやっていくというようなことのPRのほうの営業活動も進めているところでございますので、これからですね、皆さんとともにですね、31、32年度の予算に向けてもですね、この歳入確保に向けてやっぱり町も努力していかなくてはいけないという観点で、進めさせていただきたいというふうに思います。以上です。

副 町 長 補足させていただきます。今、鈴木課長のほうから全般的なお話をさせていただきましたけども、この辺はですね、やはり公共施設の利用だけではないと思います。やはり使用料、例えば下水の水道使用料といったところもですね、やはり会計運営、また今後のですね、更新計画、その辺をですね、よく見きわめた中で、見直し等も32年に向かってはやっていかなきゃいけないというような計画では思っております。また、やはり町民サービスといったところで、これ私も長い間職員をしていた中で、無償で使っていただくとか、減免するというのが何か今までの町民サービスだったような感じも受けてました。でもやはり今後はですね、実質光熱水費ですとか、実費というところはですね、やはりいただく、町民の方々に負担をしていただくという部分もですね、しっかり町民の方に理解をしていただきながらですね、そういうところもですね、使用料として徴収をさせていただければというような考えで進めていきたいというふうに思ってます。以上です。

大 館 委 員 まああの、よくわかりました。やっぱり町民がですね、その、今、副町長の言われるように、町民サービスの中で見直しをしていくんだということを納得してもらおうようには、そのためにはやっぱり職員の方々全員がそういう努力姿勢を認めてもらえるようなことを、行動も含めてしていかないとね、やっぱり町民サービスだけ下げてという話になっちゃうので、やっぱり町、よく町長言ってます、オール松田でというような話をされてますけども、そういう雰囲気を持っていくために、やっぱり職員の方々に一丸となってそういう姿勢を、町民が目当たりでできるような行動にしていかないと、なかなかね、理解してもらえないと思いますので、ぜひ頑張ってそういう方向に持って行ってほしいと思いますので、よろしくお願いします。終わります。

委員長 ほか質問はありますか。

田代委員 28ページ、款16、財産収入をお願いします。この件に関しまして、3月8日の説明のときに鈴木課長から詳細あったかもしれませんが、ちょっと記憶がないので説明させてください…質問させてください。

1番の財産運用収入、前年比3,500万台に対して今年度4,500万。1,000万の増となっております。これについて、いただいたこの予算説明資料では、前回と同じようにチェックメイト、ハローワーク等の貸付に係る収入になってますけども、この1,000万の収入の要因で、たしか前に説明を受けた、以前全協で説明を受けた記憶だと、松田土木事務所の倉庫だか車庫を、東名のほうの道路公団にお貸しするような、その収入が入っているというふうには認識してるんですけど、この詳細説明についてお願いいたします。

それとあわせて、2、財産売払収入、やはりこれも1,200万。両方で2,200万ぐらいの増ということで、今まで余りこの財産収入でこれだけ大幅になってるのは余り記憶がないので、説明資料を見ると用途廃止された道水路等の町有普通財産の売払収入となっております。この2点について説明をお願いいたします。

管財係長 まず土地貸付収入でございますけども、委員の御質問いただいたとおり、土木事務所の跡地ですね。そこをですね、第二東名の工事の関係で、建設業者のほうですけども、に貸しております。月…。

田代委員 合計でいいです、合計で幾ら。

管財係長 月50万強ですので、500万強、650万。

田代委員 じゃ1,000万のうち半分だ、500万ね。

管財係長 はい。プラス今、民間事業者のほうに企業庁跡地をお貸しさせていただいてます。それが年間で大体300万強ぐらい。合計で1,000万弱ぐらいの話になります。

田代委員 800万だ。500と300。

管財係長 630の200…あ、380万です、すいません。630万です。630万と380万で、おおよそ1,000万強という形です。土地売払収入ですけども、例年ですね、10万円程度見させていただいて、道水路の用途廃止に絡んで売却をさせていただいた

んですが、今、具体的な引き合いとして1番地に絡めてというんですかね、具体的にお話、また機会があると思いますけども、民間業者よりこの土地が欲しいというところがあります。その売り払い方法はまた理事者サイドと検討させていただくんですが、もう目的を持ってここの土地が欲しいというところがありますので、そこの部分を計上させていただいたというところがございます。よろしく願いいたします。

田 代 委 員 丁寧な説明ありがとうございます。ここで私お話ししたいのが、前者の先輩議員からもお話出てますけれども、私も当初予算のときに質問させていただきましたけれども、やはり税収が減っていく、そういった中で特定財源、自主財源、そういったものをある程度少しでも確保する必要があるのかなということで、その前には駐車場のあれ出てたんですけども、ここで言う財産運用収入については、比較的恒久的な財源になる可能性が高いのではないかと。まあ一時的にお貸しして返してもらうというケースもありますけれども、先ほどの話、ハローワークにしてもチェックメイトにしても、まさに恒久財源になってます。税収の不足をもう担う一端になっております。そういった中で遊休地、遊休地の中でも処分していい土地と、やはり守っていききたい土地があると思うんですけど、そういった中でやはり守りながら稼ぐというふうな考えで、一時的に駐車場でも構わないですし、優良な企業またはそういった団体であれば、土地使用料を取って、税収源を確保するという考えがあると思います。そういう中で、その質問が1点です。

それとあと財産売払収入の中で、今、寄1丁目の話が少し出ましたけれども、これについては一時的に売れるものですから、臨時的な財源になるというふうなことで、それを基金あたりに入れてね、ある程度いざとなれば使える、まさに新松田駅前にこれから整備事業やるときに3,000万積んでいくんだというときのために、経常経費とかそういう事業に充てないで、財源をそういった形で基金に積んでいくというふうなことが私は大事だと思います。

整理しますと、財産運用収入についてはある程度遊休地を探して貸し付けて収入を確保していく。売払収入のほうについては、不要な土地または行政として利用がちょっと低いような土地は売って、それを経常経費に充当するのでは

なくて、基金に積んでいくというふうに私は考えます。そういった中で1つ目の質問が、遊休地の中で貸せるような土地、そういったものがまだあるような感じなんですけども、これは事務レベルのお考えで結構なので、こういった土地でももう少し頑張りたいということがあればお答え願います。2点目の財産売払収入については、売れた場合に、私は基金に積んだほうがいいと思うんですけども、これについては担当課長というよりも副町長に回答をいただきたいと思えます。以上2点について追加質問をお願いします。

可能性のある土地でいいよ。担当の感覚的なものでいい。

管 財 係 長 今、委員御質問のですね、思い当たるところでということでも申しわけございません。今、事業公募してます1丁目の、寄1番地は一つとしてですね、例えばその、今、貸付している企業跡地を、じゃあ最終的には売ろうかというようなタイミングも出てくるでしょうし、健康福祉センターの南側、下流側というんですかね、寄附を受けた土地も少し大きめの土地ですので、そういった活用が見込まれるのではないかと。またですね、湯の沢の団地内にですね、児童センターの裏方、もとの温泉地ですか。御寄附をいただいた宅地でございます。そこについても100坪強ですけども、もし引き合いがあれば当然お売りできる土地になるのではないかなと考えているところです。そういったところがまず思い当たる平地な、引き合いがありそうなところ。また以前から行っておりますけども、砂利線の跡地でしょうか、そういったところがですね、一つの可能性含めて見出せるようになってくるんじゃないかなと。あくまで事務レベルで申しわけないですけども、そういったところが思い当たるところです。よろしく願いいたします。

副 町 長 それでは2点目の関係です。この辺は田代委員おっしゃるとおり臨時的な収入という部分もございます。この辺はですね、やはりその売却させていただいたときの事業の展開というところも、ちょっと考えていなければならないかなと。事業費に必要であればですね、やはりその事業費に充てさせていただく。またそういうところのタイミングでなければですね、目的を持った基金にですね、積まさせていただくということも十分に考えていかなければならないというふうにございます。いずれにいたしましてもですね、やはりその売却する目

的というものを持った中でですね、売却をしていかなければならないかなど。ただ売ってというところではなくてですね、やはり何に使うんだという目的を明らかにした中でですね、収入と、売却収入というものを得ていかないといけないかなというふうに感じております。以上です。

田 代 委 員 今のだいまの副町長の説明、場合によってはその事業費に充てると、それと基金に充てると。経常経費的なものには充てないよと。もう本当に財産を売り払ったんだから、次につながるものに使うということで理解させていただきます。

最後に要望として聞いてください。先ほど遠藤係長のほうから、一つの例えで福祉センターの裏の旧ゴルフの練習の打ちっ放し場のことだと思うんですけども、寄附された土地だと思うんですけども、まあそういった土地だとか、砂利線跡地だとか、幾つか例を出されました。その中で行政として本当にね、必要なものはやはりうまく有効利用していただく、または財産収入として使用料を取れるところは、そういったものにうまく使って恒久的な財源にさせていただくと。特に健康福祉センター南側の土地あたりは景色もいいし、ずっと一連の住宅、区画整理した優良住宅地と連続しているような土地ですので、同じようなまちづくり条例に定めた規定の中で、住宅をあそこに建ててもいいのかなど。一連の土地になるし、またそれが人口増加と税収確保になると思うんですよ。その辺も踏まえた中でね、結びにさせていただきますけども、税収が低くなる中で、この財産収入、遊休地の利用について皆様に検討しながら、少しでもお金を確保できるように努力していただきたいと思います。終わります。

委 員 長 ほかに質問はありますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、歳入は終了します。

暫時休憩とします。10時20分より再開いたします。

(10時08分)